

令の官を置かず、下級の提領といふ官でその事務を執らせるといふ意と思はれる。さてこの提領といふ官は、此の如く時には驛令にも代り、さうしてその本務は専ら驛站到ける車馬の役を掌るにあつたが、これは站戸内から官事に熟練した適材を選出して任じたものであつたと思はれる。それについて直接規定した條畫は見當らないが、しかもこれと同性質の車站提領を選取した次第を参照すると、かく考へるのが當を得て居ると思はれる。即ち大徳六年正月に定められた車站に關する諸項中の一に依ると、

一。見設車站。元係ニ馬站提領兼管。今改擬レ不レ隸ニ馬站。從ニ差去官一與ニ本處管民官一同詢レ衆。於ニ車站戸内。

選可差暗ニ練官事二人充ニ提領。管ニ領站戸。飼ニ養驢畜。仍委ニ路府州縣達魯花赤長官。提調成就。(經世大典 站赤四)

と見える。既に車站の提領が此の如くにして車站戸から選取されたとすれば、この馬站の提領も必ずまた同様の方法で任じたのであつたらうと思はれる。さればこそ初め州縣の站では、站戸の事情にも官事にも熟練したこの提領に、驛令の事務を執らせる方針に出たのに違ない。かく割合に重要な職務を行つたものであつたに拘はらず、その出身がかゝる有様であつたので、其の位置は甚だ低く、僅かに部割を受けて九品官の待遇を與へられるに止まり、俸祿も給されなかつたやうである。このことは經世大典站赤六、延祐四年の記事の終に

是年中書兵部言。各站設ニ置提領。止受ニ部割。行ニ九品印。職專ニ車馬之役。所レ領站戸多者三二千。少者五七百。此ニ之軍民。體非ニ輕細。得ニ其人一則戸安事集。非ニ其人一則民困事墮。奈何俸祿不レ給。三年一更。貧邪得ニ以縱レ私。廉能無ニ以激厲。站赤消乏。職此之由。今擬各處館驛除ニ令丞外。見役提領不レ許ニ交換。敗レ事者依レ例追斷停罷。廉能者雖レ歷ニ三載。聽ニ民舉留。庶望ニ所レ任盡レ職。站赤相安。都省準レ擬。連送ニ兵部。依レ上施